

26年第2回定例会提出議案

■ 6月10日 付議事件

番号	件名	要旨	付託先 委員会	議決 結果
報告第2号	平成25年度門真市一般会計繰越明許費繰越計算書について	平成26年第1回定例会で議決及び同年3月31日に専決処分をした次の事業に係る繰越明許費の歳出予算の経費の繰越計算書の報告 (1) 自治会館用地購入事業 (2) 障がい者自立支援給付支払等システム改修事業 (3) 道路維持管理事業 (4) 交通安全施設整備事業 (5) 水路敷有効活用事業 (6) 公園整備事業 (7) 住宅市街地総合整備事業 (8) 五月田小学校校舎等大規模改造事業 (9) 第五中学校校舎等大規模改造及び給食棟建替事業 (10) 第七中学校給食棟建替事業 (11) (仮称)市立総合体育館建設事業	—	議決 不要
報告第3号	平成25年度門真市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	平成26年第1回定例会で議決を得た公共下水道事業に係る繰越明許費の歳出予算の経費の繰越計算書の報告	—	議決 不要
報告第4号	平成25年度門真市水道事業会計予算繰越計算書について	水道事業会計予算繰越計算書の報告 公共下水道島頭第2管渠築造 ^{きよ} 工事に伴う配水管仮移設工事の予算繰越	—	議決 不要
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて(平成26年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について)	既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,599,096千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ20,925,528千円とする。 1 歳入歳出予算補正 (1) 歳入(歳入補正の内容) 諸収入・雑入 2,599,096千円 (2) 歳出(歳出補正の内容) 繰上充用金・繰上充用金 2,599,096千円 2 専決日 平成26年5月30日	民生常 任委員 会	承認
議案第26号	門真市立第五中学校大規模改造工事(第1期)請負契約の締結について	1 契約金額 576,504,000円 2 契約の方法 一般競争入札 3 契約の相手方 大阪市天王寺区北河堀町4番9号 田中建設株式会社 代表取締役 田中頭三郎 4 工期議会の議決のあった日から平成27年3月31日まで	総務建 設常任 委員会	可決
議案第27号	門真市立五月田小学校大規模改造工事(第2期)請負契約の締結について	1 契約金額 428,247,000円 2 契約の方法 一般競争入札 3 契約の相手方 門真市舟田町34番13号 株式会社信和工務店	総務建 設常任 委員会	可決

		代表取締役 森山昌司 4 工期 議会の議決のあった日から平成27年2月28日まで		
議案第28号	公共下水道島頭四宮管渠 ^{きよ} 築造工事請負契約の締結について	1 契約金額 194,032,800円 2 契約の方法 一般競争入札 3 契約の相手方 門真市三ツ島1丁目24番53号 大起建設株式会社 代表取締役 前芝好一 4 工期 議会の議決のあった日から平成27年3月31日まで	総務建設 常任 委員会	可決
議案第29号	門真市立第五中学校大規模改造工事(第1期)に伴う機械設備工事請負契約の締結について	1 契約金額 138,979,800円 2 契約の方法 一般競争入札 3 契約の相手方 大阪市北区南森町二丁目4番32号 柳生設備株式会社 代表取締役 福地文雄 4 工期 議会の議決のあった日から平成27年3月31日まで	総務建設 常任 委員会	可決
議案第30号	門真市立第七中学校給食棟建替工事請負契約の締結について	1 契約金額 167,920,560円 2 契約の方法 一般競争入札 3 契約の相手方 門真市三ツ島1丁目24番53号 大起建設株式会社 代表取締役 前芝好一 4 工期 議会の議決のあった日から平成27年3月31日まで	総務建設 常任 委員会	可決
議案第31号	公共下水道東田第1管渠 ^{きよ} 築造工事請負契約の一部変更について	平成25年門真市議会第2回定例会において議決を得た本契約の一部を変更するもの 変更内容 当初契約金額の「236,612,250円」を「206,664,150円」に変更し、工期を「議会の議決のあった日から平成26年7月31日まで」から「議会の議決のあった日から平成26年9月30日まで」に変更するもの	総務建設 常任 委員会	可決
議案第32号	門真市税条例等の一部改正について	地方税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第4号)の施行等に伴うもの 1 要旨 (1) 個人市民税の均等割の軽減措置の廃止 (2) 法人市民税法人税割の税率の改正 (3) 固定資産税の課税標準の特例割合を規定 (4) 軽自動車税の税率の改正 (5) その他所要の規定整備 2 施行日 1 (1)にあつては、平成27年1月1日 1 (2)にあつては、平成26年10月1日 1 (3)にあつては、公布の日 1 (4)にあつては、平成27年4月1日(重課税率については平成28年4月1日) 1 (5)にあつては、公布の日、平成27年1月1日、平成28年1月1日、平成28年4月1日、平成29年1月1日又は子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行日	総務建設 常任 委員会	可決

議案第33号	門真市防災会議条例の一部改正について	1 要旨 門真市地域防災計画の改定にあたり、陸上自衛隊の部隊又は機関の長を防災会議委員に加えるとともに、所要の規定整備を行うもの 2 施行日 公布の日	総務建設常任委員会	可決
議案第34号	平成26年度門真市一般会計補正予算（第1号）	既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ10,000千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ53,100,000千円とする。 1 歳入歳出予算補正 (1) 歳入（歳入補正の内容） 繰入金・基金繰入金 △10,000千円 (2) 歳出（歳出補正の内容） 土木費・都市計画費 △10,700千円 予備費・予備費 700千円	総務建設常任委員会	可決
議案第35号	平成26年度門真市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	既定の歳入予算の総額6,883,751千円の範囲内で更正する。 1 歳入予算補正 (1) 歳入（歳入補正の内容） 繰入金・一般会計繰入金 △10,700千円 市債・市債 10,700千円 2 地方債の補正 変更分 目的 資本費平準化 限度額 623,400千円→ 634,100千円	総務建設常任委員会	可決
議案第36号	公平委員会委員の選任について	中道 秀樹委員の任期満了（平成26年8月25日）に伴うもの	—	同意
議案第37号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	浅田 竹司委員の任期満了（平成26年7月27日）に伴うもの	—	同意
議案第38号	人権擁護委員候補者の推薦について	盛一 正人委員の任期満了（平成26年12月31日）に伴うもの	—	同意
議員提出議案第4号	吉水丈晴議員に対する問責決議 【提出者】 門真市議会議員 武田 朋久 岡本 宗城 内海 武寿 木津 英之 高橋 嘉子 春田 清子 中道 茂 土山 重樹 戸田 久和 平岡久美子 鳥谷 信夫 佐藤 親太 日高 哲生	行政のチェックを職務とする議員が、行政から補助を受ける団体の役員に就任することは適切ではないと考えるが、門真市の一部の議員や公的補助団体において、そういった考え方に対する理解や実践が進みきれない状況が続いてきた。 そこで、門真市議会は平成25年3月の本会議において、行政・公的補助団体・議員の3者の関係の適正化を図るため、議員が守るべきこととして、市から活動又は運営に対する補助又は助成を受けている団体の役員に就任しないことを第3条第7号で規定する門真市議会議員政治倫理条例を、議会全体の意思として同年4月1日より施行したところである。 しかるに、吉水丈晴議員は、施行後も同条例に違反して門真市体育協会の副会長に就任し続け、8月に審査請求されてようやく辞任し、9月10日に議長警告処分を受けた。しかし、まもなく門真市ソフトボール連盟の会長に就任していたことが判明したことから、9月24日の文教常任委員会で問題にされる前日になってようやく辞任し、11月15日に2回目の議長警告処分を受け、12月20日の本会議において同議員への問責決議が可	—	可決

	<p>決されるに至った。</p> <p>ところが、26年3月初旬に新たに判明した同議員の実態は、体育協会にかかわっては、25年8月に副会長を辞任したと報告する一方で、実は理事という役員に就任しており、またソフトボール連盟にかかわっては、9月に会長を辞任したと報告する一方で、実は相談役という役員に就任し、そのほか門真市柔道連盟の顧問という役員に就任していたのである。</p> <p>この新たに発覚した3件もまた26年4月に審査会で同条例違反と認定され、5月8日に議長警告を受けるに至った。</p> <p>我々は、当初より吉水丈晴議員に対して、役員に就任せずとも一議員、一市民としてスポーツ団体を支援することは幾らでもできるのではないかと指摘し続けてきたが、なぜそこまで公的補助団体の役員就任に固執するのか、全く理解できない。</p> <p>しかし、はっきりしていることは、同議員の再三の同条例違反は、行政・公的補助団体・議員の3者の関係適正化を大きく阻害し、一般市民及び公的補助団体のコンプライアンス意識をゆがめ、一部の議員と一部の公的補助団体の特権化・ブラックボックス化を招くものであり、市議会及び市民を愚弄するものであって、市民の厳粛な信託を受けた議員として断じて許されないということである。</p> <p>よって本市議会は、吉水丈晴議員に対し、これまでの行いを真摯に省みて、今後二度と同様の過ちを繰り返すことのないよう、その責任を厳しく問うものである。</p> <p>以上、決議する。</p>		
--	---	--	--

■ 6月20日 付議事件

議員提出 議案第5号	<p>ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書</p> <p>【提出者】 門真市議会議員 春田 清子 土山 重樹 高橋 嘉子 平岡久美子 福田 英彦 今田 哲哉 木津 英之</p>	<p>我が国において、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。</p> <p>ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業が行われているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上る。特に、肝硬変・肝がん患者は、高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。さらに、身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障がい認定の基準は、患者の実態に沿</p>	—	可決
---------------	--	---	---	----

		<p>ったものとなっておらず、生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。</p> <p>特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法においては、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について何ら具体的な措置を講じていない。</p> <p>肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。</p> <p>よって政府は、下記の事項について、実現するよう強く要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の附帯決議にある、ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成を含む支援の検討を早急に進めること。</p> <p>2 身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障がい認定基準を、患者の実態に応じた障がい者認定制度にすること。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p> <p>平成26年 月 日</p> <p style="text-align: right;">門真市議会</p> <p>内閣総理大臣 総務大臣 各宛て 厚生労働大臣</p>		
<p>議員提出 議案第6号</p>	<p>地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書</p> <p>【提出者】 門真市議会議員 土山 重樹 高橋 嘉子 平岡久美子 今田 哲哉 木津 英之</p>	<p>現在、本年度の診療報酬改定や国会における「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」（地域医療介護総合確保法案）の議論により、改めて地域包括ケアシステムの構築がクローズアップされているところである。</p> <p>全国の自治体では、平成27年度からの第6期介護保険事業計画の策定に向けて、いわゆる2025年の姿を展望しながら、増高する保険料などに苦慮しながら取り組みを行っているところである。</p> <p>よって政府は、社会保障・税一体改革の円滑な進行のために、本年4月から引き上げられた消費税財源を的確に活用しながら、全国の各自治体それぞれの実情を勘案し、国の積極的な支援を図るよう、下記の事項について、要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 医療・介護・福祉の良質な人材を確保するため、国家戦略として抜本的な対策を講じること。特に介護人材については、2025年に向けてさらに100万人のマンパワーが必要とされており、次期介護報酬改定に向けて的確な対応を行うこと。</p>	<p>—</p>	<p>可決</p>

		<p>また、外国人材の活用が議論されているが、現在の介護人材の社会的評価に与える影響を十分考慮し、慎重な議論を行うこと。</p> <p>2 今回の診療報酬改定について、在宅訪問診療に係る改定が行われたが、市区町村の現場において集合住宅などへの訪問診療が大きな影響を受けることも想定されるため、改定の影響について実態調査を行い、適切な対応を行うこと。</p> <p>3 地方自治法の改正により創設される連携協約制度の活用など、広域行政上の取り組み事例を周知するなど、市区町村への適切な情報提供に努めること。</p> <p>4 社会保障・税一体改革の趣旨に添い、平成26年度に引き続き、消費税を財源とする財政支援制度を拡充すること。</p> <p>また、本年度の基金については趣旨に添い、適切な配分に留意すること。</p> <p>5 特養待機者52万人という数字が発表されたが、特養入所者の重点化に伴い、自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産の要介護高齢者の地域における受け皿づくりについて、市区町村への支援を強化すること。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p> <p>平成26年 月 日</p> <p style="text-align: right;">門真市議会</p> <p>内閣総理大臣 総務大臣 各宛て 厚生労働大臣</p>		
<p>議員提出 議案第7号</p>	<p>門真市議会議員政治倫理 条例の一部改正について</p> <p>【提出者】 門真市議会議員 武田 朋久 岡本 宗城 内海 武寿 大倉 基文 木津 英之 高橋 嘉子 春田 清子 中道 茂 土山 重樹 五味 聖二 戸田 久和 平岡久美子 鳥谷 信夫 佐藤 親太 今田 哲哉 吉水 丈晴 日高 哲生</p>	<p>1 要旨 門真市議会議員の政治倫理に関する基準を明確化するもの</p> <p>2 施行日 公布の日</p>	<p>—</p>	<p>可決</p>